

令和3年度

石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

石川県監査委員

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める令和3年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

審査に当たっては、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に基づき、健全化判断比率の状況及び資金不足比率の状況について、

- ・健全化判断比率及び資金不足比率が正確であるか
- ・算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

を主眼として、関係諸帳簿及び証書類の調査照合を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、併せて決算審査及び定期監査の結果も参考にして審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認める。

○健全化判断比率

（単位：％）

区 分	令和3年度決算	令和2年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75以上	5以上
連結実質赤字比率	—	—	8.75以上	15以上
実質公債費比率	12.6	12.7	25以上	35以上
将来負担比率	196.6	213.9	400以上	

（注）1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため、「—」と表示

2 実質公債費比率は過去3か年の平均
令和3年度 12.44％ 令和2年度 12.75％ 令和元年度 12.62％

○資金不足比率

（単位：％）

区 分	会 計 名	令和3年度決算	令和2年度決算	経営健全化基準
地方公営 企業法非 適用企業	港湾整備特別会計	—	—	20以上
	地方公営 企業法 適用企業	中央病院事業会計	—	
	こころの病院事業会計	—	—	
	港湾土地造成事業会計	—	—	
	流域下水道事業会計	—		
	水道用水供給事業会計	—	—	

（注）資金不足額が生じていないため「—」と表示

2 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全会計を通じて黒字であり、実質赤字は生じておらず、また、実質公債費比率については、前年度を0.1ポイント下回る12.6%、将来負担比率については、前年度を17.3ポイント下回る196.6%と、両数値とも財政健全化計画の策定などが求められる早期健全化基準に至っていないことから、健全な段階にあることが確認された。

さらに、公営企業に係る資金不足比率については、いずれの会計も黒字であり、資金不足は生じていないことから、経営が健全な段階にあることが確認された。

これまで職員数の削減をはじめとする行財政改革に取り組んできた結果、平成24年度から令和元年度にかけて、8年連続で財政調整基金及び減債基金を取り崩すことなく収支均衡を達成してきたが、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症への対応のため、約14億円の財政調整基金の取崩しを行った。

令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対応に係る歳出が増大したが、地方創生臨時交付金の追加措置があったことや、製造業を中心とした企業業績の持ち直しによる県税収入の増により歳入が確保できたことに加え、事務事業の効率的な執行による経費節減に努めた結果、財政調整基金を新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度末の水準に復元し、令和3年度末の財政調整基金及び減債基金の現在高は約513億円となった。

今後も、新型コロナウイルス感染症対策に加え、今後も高齢化の進展などに伴う社会保障関係経費の増加や北陸新幹線敦賀延伸の建設などに伴う公債費の増加も見込まれ、県財政は依然として厳しい状況が続くものと予想されている。

このような状況の中、本県財政の運営については、令和6年春の北陸新幹線県内全線開業を見据え、長期構想（平成28年3月策定）に掲げた基本目標である「個性、交流、安心のふるさとづくり」の実現に取り組むとともに、「財政健全性の維持・向上」などを取組戦略とする「行政経営プログラム2020」の進行管理と評価を徹底し、収支均衡の維持にとどまることなく、必要な資金を基金に積み立てていくなど、将来への備えにも万全を期し、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズにも機動的に対応できる持続可能な財政基盤の確立を図られたい。

付 表

- 1 実 質 赤 字 比 率
- 2 連 結 実 質 赤 字 比 率
- 3 実 質 公 債 費 比 率
- 4 将 来 負 担 比 率
- 5 資 金 不 足 比 率

(参考)

健全化判断比率等の対象範囲

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

320,897,141

※実質赤字額は発生していない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳 入 総 額 (1)	歳 出 総 額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	709,047,743	694,033,452	81,321,498	0	68,129,670	1,822,463	
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	証紙特別会計	4,477,406	3,154,435	0	1,322,971	0	0
	土地取得特別会計	6,086	6,086	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別 会計	161,869	93,138	0	68,731	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	440,194	335,565	0	104,629	0	0
	林業改善資金特別会計	194,299	65	0	194,234	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	250,084	23	0	250,061	0	0
	育英資金特別会計	1,854,189	182,831	0	1,671,358	0	0
	公債管理特別会計	172,643,197	172,643,197	0	0	0	0
合 計	889,075,067	870,448,792	81,321,498	3,611,984	68,129,670	1,822,463	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	141,875,036
普通交付税額	143,492,006
臨時財政対策債発行可能額	35,530,099
合 計	320,897,141

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A)+(B)+(C)+(D)}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

320,897,141

※連結実質赤字額は発生していない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)-(4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	709,047,743	694,033,452	81,321,498	0	68,129,670	1,822,463	
一般会計等に 属する特別 会計	証紙特別会計	4,477,406	3,154,435	0	1,322,971	0	0
	土地取得特別会計	6,086	6,086	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	161,869	93,138	0	68,731	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	440,194	335,565	0	104,629	0	0
	林業改善資金特別会計	194,299	65	0	194,234	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	250,084	23	0	250,061	0	0
	育英資金特別会計	1,854,189	182,831	0	1,671,358	0	0
	公債管理特別会計	172,643,197	172,643,197	0	0	0	0
合 計	889,075,067	870,448,792	81,321,498	3,611,984	68,129,670	1,822,463	

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額 (B)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)-(4)+(5)
			繰越明許費 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
公営競馬特別会計	28,441,302	28,116,035	244,948	0	0	80,319
国民健康保険特別会計	108,589,288	103,550,237	0	0	0	5,039,051
合 計	137,030,590	131,666,272	244,948	0	0	5,119,370

公営企業会計（法非適用企業）に係る資金剰余額 (C)

(単位：千円)

会 計 名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			資金剰余額 (1)-(2)-(3)-(4)+(5)
			繰越明許費 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
港湾整備特別会計	1,410,966	1,399,125	112,000	0	112,000	11,841

公営企業会計（法適用企業）に係る資金剰余額 (D)

(単位：千円)

会 計 名	流動資産 (1)	控除財源 (2)	土地評価 差額(3)	流動負債 (4)	控除企業債 等(5)	控除未払金 等(6)	控 除 額 (7)	長期借入金 (8)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)-(4)+(5) +(6)+(7)-(8)
中央病院事業会計	16,433,984	0	-	7,073,238	3,249,020	0	0	-	12,609,766
こころの病院事業会計	5,383,875	0	-	1,501,993	353,324	0	0	-	4,235,206
港湾土地造成事業会計	1,472,150	0	200	10,000	0	0	0	-	1,461,950
流域下水道事業会計	1,862,899	0	-	1,785,382	558,017	0	0	-	635,534
水道用水供給事業会計	6,991,979	0	-	5,618,829	2,824,927	0	0	-	4,198,077
合 計	32,144,887	0	200	15,989,442	6,985,288	0	0	0	23,140,533

標準財政規模 (E)

(単位：千円)

金 額	320,897,141
-----	-------------

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}$$

$$\begin{aligned} & \text{令和元年度} \quad \text{令和2年度} \quad \text{令和3年度} \\ \text{3か年平均} & \quad (12.62037 + 12.75003 + 12.44834) \div 3 = 12.6\% \\ & \quad \frac{31,215,908}{247,345,484} \quad \frac{32,030,289}{251,217,450} \quad \frac{33,293,158}{267,450,579} \end{aligned}$$

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地方債の元利償還金(繰上償還額等を除く) (A)	87,760,909	85,366,718	83,451,746
準元利償還金(B)	3,334,475	4,081,595	4,378,326
特定財源(C)	990,911	1,096,290	1,090,352
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)	58,888,565	56,321,734	53,446,562
標準財政規模 (E)	306,234,049	307,539,184	320,897,141

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A) - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) (B)}}{\text{標準財政規模 (C) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) (D)}}$$

$$\frac{525,843,509}{267,450,579} = 196.6\%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地方債の現在高	一般会計	1,196,805,603
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	710,002
	中小企業近代化資金貸付金特別会計	13,399,589
	計	1,210,915,194
債務負担行為に基づく支出予定額	一般会計	0
公営企業債等繰入見込額	港湾整備特別会計	2,387,108
	中央病院事業会計	18,276,522
	こころの病院事業会計	3,049,958
	流域下水道事業会計	3,104,720
	水道用水供給事業会計	0
	計	26,818,308
退職手当負担見込額	一般会計	94,223,273
設立法人の負債額等負担見込額	公立大学法人	0
	第三セクター等	18,405,012
	計	18,405,012
連結実質赤字額		0
合 計		1,350,361,787

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	133,466,452
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	34,253,828
地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	656,797,998
合 計	824,518,278

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

金 額	320,897,141
-----	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

金 額	53,446,562
-----	------------

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A) 又は (B)}}{\text{事業の規模 (C) 又は (D)}}$$

※下表のとおり各会計の資金不足額は発生していない。

資金不足額（法非適用企業）（A）

（単位：千円）

会計名	歳出額 (E)	歳入額 (F)	繰越明許費 繰越額 (G)	未収入 特定財源 (H)	資金不足額 (△資金剰余額) (E)-(F)+(G)-(H)
港湾整備特別会計	1,399,125	1,410,966	112,000	112,000	△ 11,841
合計					△ 11,841

資金不足額（法適用企業）（B）

（単位：千円）

会計名	流動負債 (I)	流動負債 控除企業債等 (J)	流動負債 控除未払金等 (K)	流動資産 (L)	控除財源 (M)	流動資産 土地評価差額 (N)	長期借入金 (O)	資金不足額 (△資金剰余額) (I)-(J)-(K)-(L) +(M)+(N)+(O)
中央病院事業会計	7,073,238	3,249,020	0	16,433,984	0	-	-	△ 12,609,766
こころの病院事業会計	1,501,993	353,324	0	5,383,875	0	-	-	△ 4,235,206
港湾土地造成事業会計	10,000	0	0	1,472,150	0	200	-	△ 1,461,950
流域下水道事業会計	1,785,382	558,017	0	1,862,899	0	-	-	△ 635,534
水道用水供給事業会計	5,618,829	2,824,927	0	6,991,979	0	-	-	△ 4,198,077
合計								△ 23,140,533

注：△は資金の余剰を示している。

事業の規模（C）

（単位：千円）

会計名	営業収益 (Q)	受託工事収益 (R)	事業の規模 (Q)-(R)
港湾整備特別会計	299,313	0	299,313
中央病院事業会計	19,428,417	0	19,428,417
こころの病院事業会計	2,388,523	0	2,388,523
流域下水道事業会計	1,572,230	0	1,572,230
水道用水供給事業会計	5,294,651	0	5,294,651
合計			28,983,134

事業の規模（宅地造成事業）（D）

（単位：千円）

会計名	資本 (S)	負債 (T)	事業の規模 (S)+(T)
港湾土地造成事業会計	1,462,150	10,000	1,472,150

(参考)

健全化判断比率等の対象範囲

会計区分		県の会計区分			
一般会計等		一般会計			
		証紙特別会計			
		土地取得特別会計			
		母子父子寡婦福祉資金特別会計			
		中小企業近代化資金貸付金特別会計			
		林業改善資金特別会計			
		沿岸漁業改善資金特別会計			
		育英資金特別会計			
		公債管理特別会計			
公営事業会計	収益事業	公営競馬特別会計			
	国民健康保険事業	国民健康保険特別会計			
	公営企業会計	地方公営企業法 非適用事業		港湾整備特別会計	
		地方公営企業法 適用事業		中央病院事業会計	
				こころの病院事業会計	
				港湾土地造成事業会計	
				流域下水道事業会計	
				水道用水供給事業会計	
	一部事務組合等	一部事務組合・広域連合		—	
	地方独立行政法人	石川県公立大学法人			
	地方公社・第三セクター	(公財)石川県林業公社			
		(公財)石川県産業創出支援機構			
	公的信用保証機関	石川県信用保証協会			

令和3年度
石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

令和4年8月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第二課）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

直通電話 076-225-1863

FAX 076-225-1864

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp